

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

- 1 本日、人事委員会は、県議会及び知事に対し、県職員の給与及び勤務条件について報告し、あわせて給与の改定について勧告しました。
- 2 県職員の給与改定にあたっては、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、県内民間給与の実態、国家公務員の給与制度及び本年の人事院勧告等の諸情勢を総合的に勘案して検討を行いました。その結果、本年の勧告では、月例給については、県職員の給与が民間の給与をわずかに下回っていましたが、その較差が小さいことなどから、昨年度に引き続き改定を行わないこととしました。
特別給（ボーナス）については、県職員の年間支給月数が民間の年間支給割合を上回っていたことから引下げを行い、年間4.30月分としました。特別給の引下げは、2年連続となります。
- 3 定年の引上げに関しては、引上げに伴う諸制度の整備を含めた円滑な導入のため、本年6月に改正された地方公務員法の趣旨に沿って、組織・人事管理、給与等の検討を行い、条例改正等の手続を行うなど具体的な準備作業を適切に進める必要がある旨報告しております。
- 4 また、人材の確保・育成、女性職員の採用・登用の拡大はもとより、これらにも大きな影響を及ぼす長時間勤務の改善や仕事と家庭の両立支援の推進、心身の健康づくりの充実などについて、県において今後とも努力することが必要であるとともに、本委員会としても必要な対応を進めていく旨報告しております。
- 5 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われるものであり、長年の経緯を経て県民の理解を得た給与決定方式として定着しています。
新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大という危機的な事態が発生する中、県職員が県民の安全・安心を確保するため、職務に精励されていることに心からの敬意を表します。引き続き、全体の奉仕者として厳正な規律と高い倫理観を保持しつつ、県民の公務に寄せる期待と要請に応え、県民に奉仕する県民本位の県政の推進に全力をあげて取り組まれるよう要望いたします。
県議会及び知事におかれては、勧告制度の趣旨と果たしている役割に十分ご理解をいただき、速やかに本勧告を実施されるよう要請いたします。
また、県民の皆様には、勧告制度の意義及び県職員の適正な処遇を確保することの必要性について、ご理解をいただきますようお願いいたします。

令和3年10月12日

富山県人事委員会委員長 久保 精一郎